

営業許可申請等手数料一覧（令和３年６月１日から）

○ 食品衛生法関係

業種名	手数料（円）	業種名	手数料（円）
飲食店営業	１７，０００	氷雪製造業	２３，０００
調理の機能を有する 自動販売機※ ^１	９，６００	液卵製造業	２３，０００
食肉販売業	１０，５００	食用油脂製造業	２３，０００
魚介類販売業	１０，５００	みそ又はしょうゆ 製造業	１７，０００
魚介類競り売り営業	２３，０００	酒類製造業	１７，０００
集乳業	１０，５００	豆腐製造業	１６，０００
乳処理業	２３，０００	納豆製造業	１６，０００
特別牛乳搾取処理業	２３，０００	麺類製造業	１６，０００
食肉処理業	２３，０００	そうざい製造業	２３，０００
食品の放射線照射業	２３，０００	複合型そうざい製造業	３３，０００
菓子製造業	１６，０００	冷凍食品製造業	２３，０００
アイスクリーム類 製造業	１６，０００	複合型冷凍食品製造業	３３，０００
乳製品製造業	２３，０００	漬物製造業	１７，０００
清涼飲料水製造業	２３，０００	密封包装食品製造業	２３，０００
食肉製品製造業	２３，０００	食品の小分け業	１７，０００
水産製品製造業	１７，０００	添加物製造業	２３，０００

※１ 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

○ その他

手続き	手数料（円）
各種証明	８００※ ^２

※２ R8.4.1 より手数料改定あり